

道銀VISAカード法人会員規約（コーポレートカード用・会社一括方式）（2024年4月改定）

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第3条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を券面上に印字した使用者の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面上に印字された使用者本人以外使用できないものとします。また、会員および使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。会員は、カード発行後も、届出事項（第20条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします。</p> <p>第8条（代金決済）</p> <p>7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を会員の支払方法が第2項第1号の場合で、支払期日が毎月10日の場合は当月初旬に、支払期日が毎月26日の場合は当月中旬に、会員の支払方法が第2項第2号の場合で、締切日が15日の場合は翌月初旬に、締切</p>	<p>第3条（カードの貸与と取扱い）</p> <p>1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等（以下「カード情報」という）を券面に印字<u>または登録</u>した使用者の申込区分に応じたクレジットカード（以下「カード」という）を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面に印字<u>または登録</u>された使用者本人以外使用できないものとします。また、会員および使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、管理するものとします。会員は、カード発行後も、届出事項（第20条第1項の届出事項をいう）の確認（以下「取引時確認」という）手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。</p> <p>2. 使用者は、使用者本人の氏名が印字されたカードを貸与されたときは直ちに当該カードの署名欄に使用者の氏名を自署するものとします（<u>カードに署名欄がある場合に限る</u>）。</p> <p>第8条（代金決済）</p> <p>7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を会員の支払方法が第2項第1号の場合で、支払期日が毎月10日の場合は当月初旬に、支払期日が毎月26日の場合は当月中旬に、会員の支払方法が第2項第2号の場合で、締切日が15日の場合は翌月初旬に、締切</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>日が末日の場合は翌月中旬に、会員の届出の住所へ請求明細書を送付し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p> <p>第11条（退会）</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、管理責任者が所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、管理責任者が所定の届出用紙により当社の指定する金融機関または当社に会員から届け出るものとします。なお、この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員または使用者として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格または使用者資格を取り消すことが</p>	<p>日が末日の場合は翌月中旬に、<u>当社の定める方法</u>により、会員へ請求明細書に<u>かかる情報を連携</u>し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申し立てがない場合には、請求明細書の内容について承認したものとみなします。</p> <p>たものとみなします。</p> <p>第11条（退会）</p> <p>1. 会員が退会をする場合は、管理責任者が所定の<u>方法</u>により当社の指定する金融機関または当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>2. 使用者が退会をする場合は、管理責任者が所定の<u>方法</u>により当社の指定する金融機関または当社に会員から届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全カードおよびチケット等を当社に返却するものとし、会員は、使用者全員の債務の全額を直ちに支払うものとします。</p> <p>第12条（カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等）</p> <p>4. 会員または使用者が次のいずれかに該当した場合、その他当社において会員または使用者として不適格と認めた場合は、当社は通知・催告などをせずに会員資格または使用者資格を取り消すことが</p>

できます。会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

(9)会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合

(10)会員（当該法人の役員等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合

(11)当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の①から⑤に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）

①暴力、威嚇、脅迫、強要等②暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動③人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動④長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ⑤金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等

(12) 会員または使用者に対し本条第8項または第9項または第2

できます。会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。

(9)会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合

(10)会員（当該法人の役員・実質的支配者等を含む）または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合

(11)当社または当社の委託先・派遣元等の従業員に対して次の(イ)から(ホ)に掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合（第三者を利用して行った場合を含む）

(イ)暴力、威嚇、脅迫、強要等 (ロ)暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為その他人格を攻撃する言動 (ハ)人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動 (ニ)長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ (ホ)金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な要求、その他内容もしくは態様が社会通念に照らして著しく不相当と認められる要求等

(12) 会員または使用者に対し本条第9項または第10項または第

<p>0条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽の回答をした場合</p>	<p>20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に虚偽の回答をした場合</p> <p>【5. 追加以下線下】</p> <p><u>5. 当社は、会員または使用者が前項第9号または第10号の事由に該当した場合、会員および使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消することができるものとし、当社と会員および使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとし、</u></p> <p>【11. 追加】</p> <p><u>11. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認められた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとし、</u></p>
<p>第14条（期限の利益の喪失）</p>	<p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p>【第1項4追加】</p> <p><u>(4)会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合。</u></p>
<p>第17条（会員保障制度）</p>	<p>第17条（会員保障制度）</p> <p>【第3項7追加以下線下】</p> <p><u>(7) 会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</u></p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>6. 会員または使用者は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して本会員が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、会員もしくは使用者は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。</p> <p>第19条（カードの有効期限）</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面上に印字された月の末日までとします。</p> <p>第20条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 当社に届け出た管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、当社が適当と認めた方法により会員または使用者が遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の届出用紙により届け出るものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話等の当社が適当と認める方法により届け出ることもできます。</p>	<p>6. 会員または使用者は、当社から損害のてん補を受ける場合には、当該てん補の対象である不正利用に起因して<u>会員または使用者</u>が保有する一切の権利をてん補を受けた金額の限度で当社に移転し、移転に必要な手続きも履行するものとします。また、会員もしくは使用者は、当該てん補を受けた後、当該てん補の対象である不正利用に関して、名目を問わず第三者から金員を受領した場合は、当該金員を当社に支払うものとします。</p> <p>第19条（カードの有効期限）</p> <p>1. カードの有効期限は、当社が指定するものとし、カード券面に印字され、<u>あるいは当社所定のウェブサイトおよびアプリケーション上に表示された月の末日までとします。</u></p> <p>第20条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 会員が当社に届け出た<u>カード担当者</u>、管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、<u>国籍、在留資格、在留期間</u>、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目（以下総称して「届出事項」という）等に関する情報に変更が生じた場合は、<u>会員または使用者</u>が遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の<u>方法</u>により届け出るものとします。</p> <p>【6. 追加】</p> <p><u>6. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員および使用者に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあ</u></p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第26条（カードショッピング）</p> <p>2. 加盟店の店頭での利用手続き</p> <p>商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略する、または署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</p> <p>第27条（立替払の承諾等）</p> <p>1. 会員および使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員および使用者は、当社が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の</p>	<p><u>り、当該会員および使用者は届出に应じるものとし</u>ます。</p> <p>第26条（カードショッピング）</p> <p>2. 加盟店の店頭での利用手続き</p> <p>商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができないことがあります（<u>カードに署名欄がある場合に限る</u>）。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略する、または署名に代えてもしくは署名とともに暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合（非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ）には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</p> <p>第27条（立替払の承諾等）</p> <p>1. 会員および使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員および使用者は、当社が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとします。	加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の <u>会員または</u> 使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとします。
（2023年4月改定）	（ <u>2024年4月</u> 改定）

個人情報の取り扱いに関する同意条項

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>1. 使用者またはその予定者および会員の代表者または入会申込者の代表者（以下総称して「使用者等」という）は、本規約（本申込を含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理ならびに付帯サービス提供のため、下記①から⑨の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、法人会員へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記②の契約情報を含む使用者に関するお支払い等のご案内は、法人会員にご案内しま</p>	<p>第1条（個人情報の収集・保有・利用等）</p> <p>1. 使用者または使用者の予定者および会員の代表者または入会申込者の代表者<u>およびカード担当者、管理責任者</u>（以下総称して「使用者等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む当社との取引の与信判断及び与信後の管理並びに付帯サービス提供のため、下記①から⑨の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、<u>会員</u>へのカードご利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（下記②の契約情報を含む使用者に関するお支払い等のご</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>す)、および、法令に基づき市区町村の要求に従って使用者の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとしします。</p> <p>①申込み時または入会後に会員または使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者および勤務先、資産、負債、収入、在留資格に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報、および当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）及びお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p> <p>第7条（個人情報に関するお問合わせ）</p> <p>2. 個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。</p>	<p>案内は、<u>会員</u>にご案内します)、および、法令に基づき市区町村の要求に従って使用者の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとしします。</p> <p>①申込み時または入会後に会員または使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、勤務先、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者および勤務先、資産、負債、収入、<u>国籍</u>、<u>在留資格</u>、<u>在留期間</u>に関する情報等の情報（以下総称して「氏名等」という）、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報、電話接続状況履歴（全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる）<u>ならびに</u>お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報（以下総称して「属性情報」という）</p> <p>第7条（個人情報に関するお問合わせ）</p> <p>2. 個人情報の開示・訂正・削除等の<u>使用者</u>等の個人情報に関するお問合わせ・ご相談は下記の当社お客様相談室までお願いします。</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。））および使用者は、次の（１）に規定する暴力団員等または（１）の各号のいずれかに該当する場合、（２）の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または（１）にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および使用者は上記行為または虚偽の申告が判明し会員資格が取り消された場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者の責任といたします。</p>	<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意</p> <p>私（会員の名義人（会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・<u>実質的支配者</u>等を含む。以下同じ。））および使用者は、次の（１）に規定する暴力団員等または（１）の各号のいずれかに該当する場合、（２）の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または（１）にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および使用者は上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者の責任といたします。</p>
<p>（2023年4月改定）</p>	<p>（<u>2024年4月</u>改定）</p>

E T Cカード特約（コーポレートカード：会社一括決済方式用）（2024年4月改定）

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
<p>第9条（会員保障制度）</p> <p>第12条（再発行）</p> <p>1. 会員がETCカードを退会する場合は、管理責任者が所定の届出用紙により当社の指定する金融機関又は当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全ETCカードを当社に返却するものとします。なお、回収もれのETCカードの退会後の利用による代金債権は、会員が支払いの責を負うものとします。</p> <p>2. 使用者がETCカードを退会をする場合は、管理責任者が所定の届出用紙により当社の指定する金融機関又は当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、当該使用者のETCカードを当社に返却するものとします。</p> <p>第13条（再発行）</p> <p>1. ETCカードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の届けを、提出していただき当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員又は使用者は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p>	<p>第9条（会員保障制度）</p> <p>【第3項（6）追加以下線下】</p> <p><u>（6）会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</u></p> <p>第12条（再発行）</p> <p>1. 会員がETCカードを退会する場合は、管理責任者が<u>当社</u>所定の方法により当社の指定する金融機関又は当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、全ETCカードを当社に返却するものとします。なお、回収もれのETCカードの退会後の利用による代金債権は、会員が支払いの責を負うものとします。</p> <p>2. 使用者がETCカードを退会をする場合は、管理責任者が<u>当社</u>所定の方法により当社の指定する金融機関又は当社に届け出るものとします。この場合、当社が必要と認めた場合には、当該使用者のETCカードを当社に返却するものとします。</p> <p>第13条（再発行）</p> <p>1. ETCカードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、<u>当社</u>所定の方法で届け出を行い、当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員又は使用者は当社所定のETCカード再発行手数料を支払うものとします。</p>

改定前	改定後（下線部が改定箇所）
	<p>【ETC システム利用規程、ETC システム利用規程実施細則の Web ページ QR コード追加】</p> <p><u>ETC システム利用規程等については、下記サイトからご確認ください。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ETC システム利用規程</u></p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;"><u>https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ETC システム利用規程実施細則</u></p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;"><u>https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html</u></p>
(2023年4月改定)	(2024年4月改定)